

川越町総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、町民福祉の向上と住みよいまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、町の目指す将来像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた町の将来像を実現するための施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

- 2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。
- 3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(町政運営方針)

第4条 町は、その事務を処理するときは、総合計画に沿って行うものとする。

- 2 町政の各分野における計画の策定又は変更にあつては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画（実施計画を除く。以下同じ。）を策定し、又は変更するときは、第6条に規定する川越町総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画審議会の設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じて調査及び審議するために、川越町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（議会の議決）

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（公表）

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第44号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）